

契約締結までに提示された各種見積条件等と現地の条件とが異なっている場合の対応については、設計変更等に関する諸規定においてその対応方法が詳細かつ明確に示されているにもかかわらず、

- ・対応の全般にわたり、書面を用いずに口頭のみで行っていることが多い
- ・特に、総合工事業者から専門工事業者への条件変更時の対応策の指示について、口頭のみで行っていることが多い
- ・変更工事による工事請負代金額の変更の取決め及びその精算方法についても、スムーズに実施されていない

等、特に専門工事業者側から総合工事業者側への不満が多く出されている。

これらの実態を踏まえ、本協議会としては、今一度、業界全体として条件変更時の対応の適正化のため、契約に用いられている「建設工事標準下請契約約款」の「条件変更等」についての規定に着目し、総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な対応手順等を示すことにより、約款の規定内容の正確な理解を得るとともに、適正な対応手順の遵守を図ることを申し合わせるものである。

なお、この申合せに当たり、本協議会としては、総合工事業者、専門工事業者間だけでなく、発注者における条件変更時の対応についても、その対応の迅速さと適正化を強く要望するところであるが、その実現のためにも、まずは総合工事業者と専門工事業者間における条件変更時の対応の適正化を推進するとともに、双方が対等の立場に立った強い協力体制を築き、一体となって合理的な建設生産システムの確立に取り組むものとする。